



平成31年度の新年金額情報!

～マクロ経済スライドの特別調整率はどうなったのか～



筆者プロフィール

長沼明 (ながぬま あきら)

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』(2015年、日本法令)

I 平成31年度の新年金額情報!

平成31年度の新しい年金額についての情報が、1月18日(金)に公表されました。

毎年1月の最終金曜日ということで、1月25日(金)に公表されると思っていた人も多かったのではないのでしょうか?

厚生労働省の「毎月勤労統計」の不正調査問題の関係で、1週間早まったという人がありましたが、それはちょっと穿った考え方だと思います。

というのは、年金額の改定額を算出するためには、総務省の公表する「全国消費者物価指数」がわからなければなりません。

総務省のHPによれば、消費者物価指数について、「2018年1月分以降の全国結果の公表を、26日を含む週の金曜日の午前8時30分から1週間早期化した」ということで、「消費者物価指数は、全国の前月分指数を、原則として毎月19日を含む週の金曜日の午前8時30分に公表する」と変更になっているからです。

2019年1月19日(土)を含む週の金曜日というのは、1月18日(金)。その日に、総務省から「平成30年平均の全国消費者物価指数」が公表されたので、厚生労働省年金局では、平成31年度の年金額の改定をプレス発表した、ということになります。

ということで、来々年度・2020年度の年金額の公表がいつになるかということですが、「2020年1月19日(日)を含む週の金曜日というのは、1月24日(金)」になりますので、いまからもう気の早い話ですが、2020年度の年金額の改定額が公表されるのは、2020年1月24日(金)ということになります。

それでは、筆者が確認できた範囲内で、平成31年度の年金額についてお伝えしていきます。正式には、3月末の政令によることとなりますが、年金相談の現場では、「正式に決まっていないので、平成31年度の年金額についてはお答えできません」、というわけにもいきませんので…。

(1) 平成31年度の主な新しい年金額

平成31年度の新しい年金額については、【図表2】【図表3】【図表4】【図表5】【図表6】のとおりになります(予定)。

厚生労働省から公表されているように、すでに年金を受給している人は、平成30年度と比べると、原則として、0.1%の増となります。

年額で200万円の年金を受給している人は、単純な話、年間2,000円年金額が増えることとなります。

高齢になってくると、働いている高齢者でも、給料が上がるということが難しい時代、働いていないのに、とっては怒られてしまいますが、金融機関の普通預金の金利というか利息が、0.1%付かない時代に、たいへんありがたいことです。

これがやはり、基礎年金や厚生年金など、公的年金の強みというところでしょうか。

■老齢基礎年金の満額は、平成28年度の780,100円と同額!

さて、平成31年度の老齢基礎年金の満額は、平成30年度の779,300円から0.1%増えて、780,100円になります。

この金額、どこかで、見覚えがありませんか? そうです、平成28年度の老齢基礎年金の満額と同じ金額となります。

実は、被用者年金制度の一元化のあった平成27年10月、その平成27年度の老齢基礎年金の満額も、平成28年度と同じ780,100円でした。

つまり、平成27年度と平成28年度の老齢基礎年金の満額が780,100円と2年連続同じ金額で、平成29年度と平成30年度の老齢基礎年金の満額は779,300円で、やはり2年間同じ金額でした(【図表1】参照)。

言葉で説明するよりも、【図表1】を見てもらったほうがわかりやすいでしょう。

●【図表1】老齢基礎年金の満額の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
780,100円	780,100円	779,300円	779,300円	780,100円

■老齢基礎年金の満額を求めるためには、「改定率」を算出する必要がある！

平成29年度と平成30年度の老齢基礎年金の満額は同じ金額でした。

では、なぜ、平成31年度の老齢基礎年金の満額は、平成30年度の老齢基礎年金の満額と同額にならず、平成28年度と同じ年金額になったのでしょうか？

マクロ経済スライドの「調整率」は適用されたのでしょうか？ 難しい言葉ですが「キャリアオーバー（未調整分）」はどうなったのでしょうか？

老齢基礎年金の満額を算定するためには、「改定率」という数値を算出しなければなりません。ここに、「調整率」「特別調整率（キャリアオーバーされた未調整分のこと）」が関係してくるのですが、まずは平成31年度の主要な年金額を見ていきましょう（【図表2】参照）。

年金額の算出方法を示してあります。

●【図表2】平成31年度の年金額（計算過程も表示）

■老齢基礎年金（満額）

$$780,900円 \times \text{改定率 (0.999)} = 780,119.10円$$

$$\doteq 780,100円 (100円単位)$$

■障がい基礎年金（1級）

$$780,100円 \times 1.25 = 975,125円 (1円単位)$$

■子の加算額

（障がい基礎年金・遺族基礎年金）－1人目・2人目－

$$224,700円 \times \text{改定率 (0.999)} = 224,475.30円$$

$$\doteq 224,500円 (100円単位)$$

（*子の加算額のうち、遺族基礎年金については、配偶者に支給される遺族基礎年金の1人目・2人目の金額である。）

■配偶者加給年金額

（夫に加給年金額が加算され、夫の生年月日が昭和18年4月2日以後生まれの場合。妻が年上で、妻に配偶者加給年金額が加算される場合も同様。）

$$224,500円 + 165,800円 \times \text{改定率 (0.999)}$$

$$= 224,500円 + 165,634.20円$$

$$\doteq 224,500円 + 165,600円 (100円単位)$$

$$= 390,100円 (100円単位)$$

■中高齢寡婦加算

（遺族基礎年金の4分の3）

$$780,100円 \times 3 / 4$$

$$= 585,075円$$

$$\doteq 585,100円 (100円単位)$$

(2) 老齢厚生年金の年金額の算定式 -平成31年度の本来水準と従前額保障-

●【図表3】平成31年度の年金額の算定式 -老齢厚生年金の年金額の算定式- (昭和21年4月2日以後生まれの場合)

★老齢厚生年金の年金額の算定式★ (昭和21年4月2日以後生まれの場合)

■報酬比例部分 (本来水準)

平均標準報酬月額×7.125/1000×加入月数+平均標準報酬額×5.481/1000×加入月数

=〇〇円 (1円単位)

*平均標準報酬月額・平均標準報酬額は平成31年度の再評価率による。

■報酬比例部分 (従前額保障)

{平均標準報酬月額×7.5/1000×加入月数+平均標準報酬額×5.769/1000×加入月数} ×0.998 (従前額改定率)

=〇〇円 (1円単位)

*平均標準報酬月額・平均標準報酬額は平成6年の再評価率による。

*従前額改定率は、昭和13年4月2日以後生まれの人の場合、0.998となる。昭和13年4月1日以前生まれの人の場合、1.000となる。

■定額部分

1,626円×加入月数 (480月が上限)

=〇〇円 (1円単位)

*定額単価1,626円は、1,628円×0.999 (改定率) による。

■経過的差額加算

(20歳から60歳まで40年間被用者年金保険に加入した場合)

1,626円×480月-780,100円×480月/480月

=780,480円-780,100円

=380円

(3) 地方公務員共済組合の経過的職域加算額 (退職共済年金) の年金額の算定式 -平成31年度の本来水準と従前額保障-

●【図表4】平成31年度の年金額の算定式 -経過的職域加算額 (退職共済年金) の年金額の算定式- (昭和21年4月2日以後生まれの場合)

◆経過的職域加算額 (地方公務員の旧3階部分) ◆ (昭和21年4月2日以後生まれの場合)

■20年以上組合員の場合 (本来水準)

平均給料月額×1.425/1000×組合員期間 (入庁から平成15年3月までの組合員月数) +平均給与月額×1.096/1000×組合員期間 (平成15年4月から平成27年9月までの組合員月数)

=〇〇円 (1円単位)

*平均給料月額・平均給与月額は平成31年度の再評価率による。

*20年未満の給付乗率は、1.425は0.713、1.096は0.548と読み替える。

■20年以上組合員の場合 (従前額保障)

{平均給料月額×1.5/1000×組合員期間 (入庁から平成15年3月までの組合員月数) +平均給与月額×1.154/1000×組合員期間 (平成15年4月から平成27年9月までの組合員月数)} ×0.998 (従前額改定率)

=〇〇円 (1円単位)

*平均給料月額・平均給与月額は平成6年の再評価率による。

*20年未満の給付乗率は、1.5は0.75、1.154は0.577と読み替える。

*従前額改定率は、昭和13年4月2日以後生まれの人の場合、0.998となる。昭和13年4月1日以前生まれの人の場合、1.000となる。

◎ (参考資料) 経過的職域加算額の給付乗率 -昭和21年4月2日以後生まれの人の場合-

【本来水準】の給付乗率

組合員期間	組合員の加入時期		入庁から 平成15年3月まで	平成15年4月から 平成27年9月まで
旧3階部分・経過的 職域加算額 (退職共済年金)	20年以上*		1.425/1000	1.096/1000
	20年未満		0.713/1000	0.548/1000
老齢厚生年金 (共済組合の2階部分)*			7.125/1000	5.481/1000*

* 老齢厚生年金 (共済組合の2階部分) の給付乗率5.481/1000については、平成15年4月以後すべての組合員期間に適用される。なお、共済組合の旧3階部分については、被用者年金一元化のため、平成27年9月をもって廃止されている。
* 20年以上の給付乗率については、一元化前と一元化後の組合員期間を合計して判定する。

【従前額保障】の給付乗率

組合員期間	組合員の加入時期		入庁から 平成15年3月まで	平成15年4月から 平成27年9月まで
旧3階部分・経過的 職域加算額 (退職共済年金)	20年以上*		1.5/1000	1.154/1000
	20年未満		0.75/1000	0.577/1000
老齢厚生年金 (共済組合の2階部分)*			7.5/1000	5.769/1000*

* 老齢厚生年金 (共済組合の2階部分) の給付乗率5.769/1000については、平成15年4月以後すべての組合員期間に適用される。なお、共済組合の旧3階部分については、被用者年金一元化のため、平成27年9月をもって廃止されている。
* 20年以上の給付乗率については、一元化前と一元化後の組合員期間を合計して判定する。

(4) 平成31年度の振替加算の加算額(老齢基礎年金)

●【図表5】平成31年度の振替加算の加算額(老齢基礎年金)

生 年 月 日	加給年金額 × 政令で定める率	年 額
大正 15 年 4 月 2 日～昭和 2 年 4 月 1 日	224,500 円 × 1.000	224,500 円
昭和 2 年 4 月 2 日～昭和 3 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.973	218,439 円
昭和 3 年 4 月 2 日～昭和 4 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.947	212,602 円
昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 5 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.920	206,540 円
昭和 5 年 4 月 2 日～昭和 6 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.893	200,479 円
昭和 6 年 4 月 2 日～昭和 7 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.867	194,642 円
昭和 7 年 4 月 2 日～昭和 8 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.840	188,580 円
昭和 8 年 4 月 2 日～昭和 9 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.813	182,519 円
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 10 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.787	176,682 円
昭和 10 年 4 月 2 日～昭和 11 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.760	170,620 円
昭和 11 年 4 月 2 日～昭和 12 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.733	164,559 円
昭和 12 年 4 月 2 日～昭和 13 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.707	158,722 円
昭和 13 年 4 月 2 日～昭和 14 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.680	152,660 円
昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.653	146,599 円
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.627	140,762 円
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.600	134,700 円
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.573	128,639 円
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.547	122,802 円
昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.520	116,740 円
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.493	110,679 円
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.467	104,842 円
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.440	98,780 円
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.413	92,719 円
昭和 24 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.387	86,882 円
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.360	80,820 円
昭和 26 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.333	74,759 円
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 28 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.307	68,922 円
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.280	62,860 円
昭和 29 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.253	56,799 円
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.227	50,962 円
昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.200	44,900 円
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.173	38,839 円
昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.147	33,002 円
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.120	26,940 円
昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.093	20,879 円
昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.067	15,042 円
昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.067	15,042 円
昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.067	15,042 円
昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.067	15,042 円
昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日	224,500 円 × 0.067	15,042 円
昭和 41 年 4 月 2 日以後	—	—

(5) 平成31年度の経過的寡婦加算の加算額(遺族厚生年金)

●【図表6】平成31年度の経過的寡婦加算の加算額(遺族厚生年金)

妻の生年月日	(ア) 妻の生年月日 による乗率	(イ) 780,100円 ×(ア)欄の乗率	(ウ) 585,100円 －(イ)欄の金額
昭和2年4月1日以前	0	0円	585,100円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	312分の12	30,004円	555,096円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	324分の24	57,785円	527,315円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	336分の36	83,582円	501,518円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	348分の48	107,600円	477,500円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	360分の60	130,017円	455,083円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	372分の72	150,987円	434,113円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	384分の84	170,647円	414,453円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	396分の96	189,115円	395,985円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	408分の108	206,497円	378,603円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	420分の120	222,886円	362,214円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	432分の132	238,364円	346,736円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	444分の144	253,005円	332,095円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	456分の156	266,876円	318,224円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	468分の168	280,036円	305,064円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	480分の180	292,538円	292,562円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	480分の192	312,040円	273,060円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	480分の204	331,543円	253,557円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	480分の216	351,045円	234,055円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	480分の228	370,548円	214,552円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	480分の240	390,050円	195,050円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	480分の252	409,553円	175,547円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	480分の264	429,055円	156,045円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	480分の276	448,558円	136,542円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	480分の288	468,060円	117,040円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	480分の300	487,563円	97,537円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	480分の312	507,065円	78,035円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	480分の324	526,568円	58,532円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	480分の336	546,070円	39,030円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	480分の348	565,573円	19,527円
昭和31年4月2日以後	—	—	—

II 新年度の主要な年金額を算定 一年金給付額の1円単位と100円単位について

被用者年金制度の一元化があったのは、平成27年(2015年)10月です。一元化されてから、もう3年余が経過しました。早いものです。

年金給付額も100円単位であったものが、老齢基礎年金や老齢厚生年金など、加入期間の月数により年金給付額が算定される年金は、原則として、1円単位となりました。

老齢基礎年金の満額や加給年金額などは、一元化前と同様に100円単位のままですが、法律のどこが根拠になって、そのように100円単位と1円単位に分かれるのでしょうか？

すでに述べたように、平成31年度の老齢基礎年金の満額は780,100円になります。

振替加算の加算額や経過的寡婦加算の年金額がどのように算定されるのか。また、年金給付額がなぜ、100円単位と1円単位

になるのか。

条文を踏まえながら、考えていくことは、年金制度全体の理解を深めることにつながると思います。

(1) 年金給付額が1円単位になった根拠法令

年金給付額は、一元化前の100円単位から、一元化後は1円単位に変わりました。

一元化前は50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げていましたが、一元化後は、1円単位で年金給付額を決定することになりました。つまり、50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げることになっています。

それぞれ、一元化後の国民年金法第17条第1項、一元化後の厚生年金保険法第35条第1項に規定されています。基本的な条文ですので、【図表7】に掲げておきます。

●【図表7】年金給付額が1円単位となる根拠条文

【一元化後の国民年金法】

(端数処理)

第17条 年金たる給付(以下「年金給付」という。)を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

【一元化後の厚生年金保険法】

(端数処理)

第35条 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を改定する場合において、保険給付の額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

■事例で、年金給付額の1円単位を確認

実際に事例で年金給付額を確認してみましょう。【図表8】です。

50銭未満か50銭以上で、切り捨て・切り上げが判定されますので、小数点以下第2位までを、筆者は表示しています。

●【図表8】老齢基礎年金の計算事例(1円単位)

【事 例】

昭和29年8月25日生まれの女性。平成31年(2019年)8月24日に65歳になります。年金に加入し、保険料を納付したのは、国民年金の第1号被保険者と国民年金の第3号被保険者だけで、保険料免除期間はありません。また、被用者年金制度に加入した期間もありません。なお、国民年金の保険料納付済月数の期間は400月です。

老齢基礎年金の給付額を計算すると……。

$$780,100円 \times 400 / 480 = 650,083.33円$$

$$\div 650,083円 (50銭未満の端数は、切り捨てる)$$

年金給付額は650,083円となり、受給権の発生した平成31年(2019年)8月の翌月である9月分から受給できることとなります。

■年金生活者支援給付金は受給できるのか？

さて、この人は、2018年12月号と2019年1月号の【年金講座】で、筆者が述べました、10月から施行される予定の年金生活者支援給付金は受給できるのでしょうか？

老齢年金生活者支援給付金の受給資格要件は、次の3つの要件をすべて満たすことです(2018年12月号参照)。

●【図表9】老齢年金生活者支援給付金の受給資格要件

- ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ②前年の年金額(公的年金等の収入金額)と前年のその他の所得(給与所得など)との合計額が、老齢基礎年金満額相当以下であること< 具体的な額は、毎年度、政令で定められ、平成31年度の「所得基準額」は779,300円と定められた >
- ③同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

この人は①の要件は満たしています。

②の要件について、ですが、前年は年金収入はありませんので、ここは「0円」です。

前年(平成30年)に、その他の所得も「0円」とすると、あとは、③の要件を満たしていれば、受給できるということになります。

ここでは、満たしているという前提で、「老齢給付金」の金額を試算してみましょう(「老齢給付金」の略称については、2019年1月号の【図表18】以下をご参照ください)。

●【図表10】「老齢給付金」の試算額(1円単位)

「老齢給付金」を試算

月額5,000円×納付済月数/480月

=5,000円×400月/480月

=4,166.66円

≒4,167円(50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げる)

<平成30年12月28日までに、厚生労働省年金局事業管理課長等から発出された 通知文などをもとに、筆者が試算>

■「老齢給付金」が1円単位となる根拠は?

ということで、この人には、「老齢給付金」の3要件をすべて満たしていれば、老齢基礎年金(年額650,833円)のほかに、平成31年(2019年)10月分から、「老齢給付金」が月額4,167円が支給されるということになります(予定です)。単純に年間ベースに換算すると、50,004円になります。

なお、「老齢給付金」の金額が1円単位となる法的根拠については、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」第3条に規定されています。

●【図表11】「老齢給付金」が1円単位となる根拠条文

(老齢年金生活者支援給付金の額)

第3条 老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額額は、次に掲げる額(その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)を合算した額とする。

<以下、略>

事務的な手続きについては、来月号で記す予定にしています。

(2) 加給年金額が100円単位となる法的根拠

加給年金額は一元化前と同じで、100円単位で変わりません。

根拠条文をみていきましょう。一元化後の厚生年金保険法第44条第2項です（【図表12】参照）。

加給年金額は、224,700円に「改定率」（平成31年度は0.999）を乗じて得た額であり、その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする、と規定されています。

実際に計算してみましょう。

$$224,700円 \times 0.999 \text{ (改定率)} = 224,475.30円$$

これを端数処理し、100円単位にするという規定は、一元化後も変わっていません。その結果、75円は切り上げられ、224,500円となります。

●【図表12】 加給年金額が100円単位となる根拠条文

【一元化後の厚生年金保険法】

（加給年金額）

第44条 （第1項 略）

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については22万4700円に国民年金法第27条に規定する「改定率」を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる

ものとする。）とする。 （一部文言を筆者が削除する）

■加給年金額の配偶者の特別加算は、厚生年金保険法附則（昭60年）第60条第2項

加給年金額の配偶者の特別加算もみてみましょう。

一元化後の厚生年金保険法附則（昭60年）（*）第60条第2項です。

*昭60年改正法附則を、筆者はこのように表記します。以下同じ。

昭和18年4月2日以後に生まれた人（受給権者）の、配偶者の加給年金額には、次の額が特別加算されます。条文をわかりやすい形にして読んでみましょう。

「昭和18年4月2日以後に生まれた者」については、「165,800円に改定率（平成31年度の改定率は0.999）を乗じて得た額」（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を加算した額とする、と規定されています。

$$\text{まず、} 165,800円 \times 0.999 \text{ (改定率)} = 165,634.20円$$

を計算します。

そのあと、34円は「50円未満の端数」なので、切り捨てられ、165,600円となります。

このようにして、法律の条文を読み解くと、昭和18年4月2日以後に生まれた人（受給権者）の、平成31年度の配偶者加給年金額は、

$$\begin{aligned}\text{配偶者加給年金額} &= \text{加給年金額} + \text{配偶者の特別加算額} \\ &= 224,500\text{円} + 165,600\text{円} \\ &= 390,100\text{円}\end{aligned}$$

と、導き出されることがわかります。

(3) 老齢基礎年金の振替加算の加算額が、1円単位となる法的根拠

それでは、なぜ、振替加算の加算額は1円単位になるのでしょうか。

振替加算は、国民年金法附則（昭60年）第14条第1項で、「加給年金額224,500円（平成31年度の場合）に、その者の生年月日に依って政令で定める率を乗じて得た額を加算する。」と規定されています。

政令とは、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年）」で、第24条に率が記載されています。

〔率については、タイトルⅠの【**図表5**】【平成31年度の振替加算の加算額（老齢基礎年金）】の『政令で定める率』の欄を参照ください〕

たとえば、平成31年度に65歳になる昭和29年8月25日生まれの人だと、政令で定める率は、0.253なので、振替加算の加算額は、

$$\begin{aligned}\text{振替加算の加算額（昭和29年8月25日生まれの人）} \\ &= 224,500\text{円} \times 0.253 \text{（政令で定める率）} = 56,798.50\text{円} \\ &\approx 56,799\text{円}\end{aligned}$$

となります。

一元化前は、ここで端数処理をし、100円単位にしていたましたが、一元化後は次のように条文が適用されますので、1円単位になるということになります。

つまり、この振替加算を規定している国民年金法附則（昭60年）第14条第1項には、加給年金額の条文に規定されていたような、100円未満を端数処理して100円単位にするという規定はありません。一元化前も、です。

したがって、一元化前は、一元化前の国民年金法第17条第1項の規定により、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げて、端数処理をしていたのです。

それが、一元化になり、一元化後に受給権が発生したり、額が改定された振替加算額については、当然のことながら、一元化後の国民年金法が適用され、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げる端数処理を行うことになったのです。

その結果、昭和29年8月25日生まれの人の振替加算の加算額は、1円単位の56,799円と算定されることになりました。

【**図表5**】の【平成31年度の振替加算の加算額（老齢基礎年金）】は、このような端数処理を行い、作成されています。

(4) 中高齢寡婦加算が、100円単位になる法的根拠

中高齢寡婦加算は、厚生年金保険法第62条に規定されています。

遺族基礎年金の額の4分の3を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とされています。

条文の中に、100円単位にするという規定があるのです。

$$780,100円 \times 3 / 4 = 585,075円$$

したがって、ここから、585,075円の「100円未満の75円」を端数処理し、100円単位にし、平成31年度の金額は585,100円になっているのです。

この条文の規定は、一元化後も変わっていません。したがって、中高齢寡婦加算の額は、一元化後も100円単位ということになっています。

■経過的寡婦加算の1円単位の根拠条文をたどると…

経過的寡婦加算は、一元化後の厚生年金保険法附則（昭60年）第73条第1項に規定されています。附則別表第9には、妻の生年月日に応じて、異なる乗率が定められています〔乗率については、【図表6】の【平成31年度の経過的寡婦加算の加算額（遺族厚生年金）の金額<ア>妻の生年月日による乗率>欄をご参照ください】〕。

経過的寡婦加算の金額は、昭和61年4月1日から60歳になるまで国民年金に加入した妻が、この経過的寡婦加算と妻自身の老齢基礎年金を合わせると、中高齢寡婦加算と同額の585,100円を受給できるように制度設計されています。

したがって、計算式は少しややこしくて、－（マイナス）とかけ算（×）の四則計算があり、【図表13】のようになります。言葉を変えると、昭和61年4月1日の時点で、30歳であった昭和31年4月2日生まれの女性は、60歳になるまで30年間国民年金に加入することができます。

ということは、昭和31年4月2日生まれの女性は、30歳から60歳までの30年間、国民年金に加入したとすると、780,100円×30年／40年＝585,100円（端数処理後の金額）で、中高齢寡婦加算の金額585,100円と同額の老齢基礎年金の年金額を受給することができるということです。そうしますと、昭和31年4月2日生まれの女性には、経過的寡婦加算を加算しなくても、中高齢寡婦加算と同額の老齢基礎年金を受給できるということになります。

したがって、昭和31年4月2日以後生まれの女性には、経過的寡婦加算は加算されない、という制度設計になっているのです。

そういう制度設計を計算式で表したのが、次の経過的寡婦加算の算定式になります。

●【図表13】経過的寡婦加算の算定式

＜中高齢寡婦加算の額－老齢基礎年金の満額×妻の生年月日による乗率＞

（妻の生年月日による乗率については、【図表6】の【平成31年度の経過的寡婦加算の加算額（遺族厚生年金）の金額】の＜ア＞欄をご参照ください）

【事例】で、実際に計算してみよう。

●【図表14】経過的寡婦加算の計算事例

【事例】

中高齢寡婦加算が加算されている

昭和29年8月25日生まれの女性

（平成31年8月24日に65歳）

経過的寡婦加算

$$= 585,100円 - 780,100円 \times 336 / 480$$

$$= 585,100円 - 546,070円$$

$$= 39,030円$$

経過的寡婦加算を規定したこの条文には、条文の中に端数処理の規定がありません。そのため、一元化後の厚生年金保険法

第35条第1項の条文が適用され、1円未満で端数処理がされ、39,030円となります。

(5) 年金給付額の1円単位と100円単位を整理する

老齢基礎年金の満額については、国民年金法第27条に規定されているとおり、100円単位の給付額になります。しかしながら、保険料納付済月数等に応じて算定する老齢基礎年金の年金額は、国民年金法第17条に基づき1円単位となります。

なお、障がい基礎年金の1級については、
780,100円×1.25=975,125円で、1円単位となります。

条文の中で、特定の金額が定められている死亡一時金の額（国民年金法第52条の4）や、あるいは、条文の中で、100円未満で端数処理をして100円単位にするという規定がある年金給付額は、100円単位の給付額となりますが、条文の中にそのような規定がなければ、厚生年金も国民年金も、1円未満で端数処理をし、年金給付額は1円単位になります（【図表15】参照）。

●【図表15】 100円単位と1円単位一覧表

【一元化後の年金給付額】－主なもの－	
100円単位	1円単位
<ul style="list-style-type: none"> ■老齢基礎年金の満額：(780,100円) ■障がい基礎年金の年金額（2級） ■遺族基礎年金の年金額 ■障がい厚生年金（3級）の最低保障額： （585,100円） ■加給年金額：(224,500円) ■配偶者加給年金額：(390,100円)* ■中高齢寡婦加算：(585,100円) ■死亡一時金 ■退職等年金給付 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◇納付済月数等に応じた老齢基礎年金の年金額 ◇障がい基礎年金の年金額（1級）:(975,125円) ◇寡婦年金 ◇加入期間に応じた老齢厚生年金の年金額・ 障がい厚生年金の年金額・遺族厚生年金の年金額 ◇振替加算 ◇経過的寡婦加算 ◇経過的職域加算額（職域年金相当部分） ◇納付済月数等に応じた老齢給付金** ◇納付済月数に応じた補足的老齢給付金** など

(* 受給権者の生年月日が昭和18年4月2日以後の場合、配偶者加給年金額は390,100円となる)
(** 「老齢給付金」「補足的老齢給付金」は、「年金」ではなく、「給付金」である)

■共済組合の退職等年金給付は100円単位

共済組合の新しい3階部分の「退職等年金給付」については、一元化後の地方公務員等共済組合法第144条の26第1項で、「長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。」という端数処理の規定が設けられていますので、100円単位になります。

旧3階部分の経過的職域加算額については、平成27年地共済経過措置政令第7条において、「50円」を「50銭」、「100円」を「1円」と読替える規定が設けられていますので、1円単位となります。

III マクロ経済スライドの特別調整率はどうなったのか？

(1) 年金額の改定で用いる参考指標について

新年度の年金額がどうなるのか？
上がるのか、下がるのか？ あるいは、変わらないのか？
「マクロ経済スライド」「物価」「賃金」「特別調整率」。

難しい用語が並んで、正確に説明するのは容易ではありません。

本稿では、厚生労働省が公表した年金額の改定で用いられている「参考指標」をもとに、電卓をたたいて、「平成31年度の年金額の改定率」「国民年金法の改定率」など、該当する数字にたどりつけることを目的としています。

まずは、【図表16】の【平成31年度の改定の基礎となった指数等】をご覧ください。

【図表16】は、共済組合の『長期給付ハンドブック』を踏まえ、厚生労働省が公表した年金額の改定で用いている「参考指標」および社会保障審議会年金部会に提出された資料などを加味しながら、筆者が作成したものです。

●【図表16】平成31年度の改定の基礎となった指数等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
老齢基礎年金満額(国民年金法第27条に基づき780,900円×改定率)	780,100円	779,300円	779,300円	780,100円
低在老の支給停止基準額	28万円	28万円	28万円	28万円
高在老の支給停止基準額	47万円	46万円	46万円	47万円
物価変動率(P)	1.008	0.999	1.005	1.010
実質賃金変動率(W)	0.992	0.992	0.993	0.998
可処分所得割合変化率(D)	0.998	0.998	0.998	0.998
名目手取り賃金変動率(P×W×D)	0.998	0.989	0.996	1.006
スライド調整率(※)(※※)(※※※)	0.993	0.995	0.997	0.998
特別調整率	-	1.000	0.997	1.000
年金額の改定率	注1) 1.000	注2) 0.999	注3) 1.000	1.001
国民年金法の改定率	0.999	0.998	0.998	0.999
厚生年金の従前額改定率(※昭和19年4月1日以前に生まれた者に適用する。)	1.000	0.999	0.999	1.000
厚生年金の従前額改定率(※昭和19年4月2日以後に生まれた者に適用する。)	0.998	0.997	0.997	0.998

注1) 平成28年度は、物価変動率がプラスで、名目手取り賃金変動率がマイナスのため、年金額の改定率は1.000となっている。
 注2) 平成29年度は、1>物価変動率>名目手取り賃金変動率のため、年金額の改定率は0.999となっている。
 注3) 平成30年度は、物価変動率がプラスで、名目手取り賃金変動率がマイナスのため、年金額の改定率は1.000となっている。
 しかしながら、「平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は、翌年度以降に繰り越されること(キャリアオーバー)となる。」
 (【出典】2018年7月30日に開催された 第9回 社会保障審議会 年金部会 『資料2』 18頁)

※ スライド調整率とは、マクロ経済スライドによる「公的年金被保険者の変動率」と「平均余命の伸び」に基づいて設定される。
 ※※ 平成31年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率(0.998、▲0.2%)の算定式
 =「公的年金被保険者数の変動率(+0.1%、1.001)」×「平均余命の伸び率(定率▲0.3%、0.997)」
 ※※※ 平成31年度のマクロ経済スライドのスライド調整率は、発動された。

■「賃金」か「物価」か、それが問題だ！

平成31年度現在は、周知のとおり、マクロ経済スライドの調整期間中です。

「年金額の改定(スライド)の基本的な考え方」ですが、

「物価」と「賃金」の伸び率、そしてそれがプラスなのか(指標としては1を上回る、>1と表記される)、マイナスなのか(指標としては1を下回る、<1と表記される)、それが、年金額の改定では、大きな問題となります。

■「賃金」とは何か？

さて、「賃金」といっても【図表16】に示されているとおり、「実質賃金変動率(W)」あり、「名目手取り賃金変動率(P×W×D)」ありで、どれをどこで使うのか、なかなかよく理解できません。

そこで、【図表16】においては、「年金額の改定(スライド)」で用いる指標の「賃金」「物価」について、色塗りをしました。

「賃金」では、「名目手取り賃金変動率(P×W×D)」を用いますので、ブルー系の色に、「物価」については、「物価変動率(P)」を用いますので、黄色系の色に、塗りました。

調整期間中は、「物価」>「賃金」>1の場合、既裁定も新規裁定も「賃金」によることとされています。

平成31年度は、「物価」(1.010)>「賃金」(1.006)>1のため、「賃金」、すなわち、「名目手取り賃金変動率(P×W×D)」の「1.006」を用いることとなります。

■加算・減算か、それとも乗ずるのか？ 足し算・引き算か、それとも掛け算か？

この「名目手取り賃金変動率 (P×W×D)」の「1.006」に、「スライド調整率」の「0.998」(ピンク色で塗った欄)とキャリーオーバーされていた未調整分「特別調整率」の「0.997」(オレンジ色で塗った欄)を乗じて得た数字が、平成31年度の「年金額の改定率」の「1.001」であり、この結果、平成31年度の年金額は「0.1%」の増額改定、ということになった、と筆者は認識しています。

【年金額の改定】－平成31年度の場合－

$$\begin{aligned} & \text{「名目手取り賃金変動率 (P×W×D)」} (1.006) \times \text{「スライド調整率」} (0.998) \times \text{「特別調整率」} (0.997) \\ & = 1.0009 \\ & \approx 1.001 \end{aligned}$$

ところで、ある年金のセミナーで、

$$\text{「賃金」} (+0.6\%) - \text{「スライド調整率」} (\blacktriangle 0.2\%) - \text{「特別調整率」} (\blacktriangle 0.3\%) = 0.1\%$$

と解説しているのに、遭遇しましたが、わかりやすく説明したというのであれば、それも了解するのですが、…。たしかに、加算・減算でも同じ数字になるのですが、私は少し違うのではないかと認識しています。なかなか難しい問題ですが、法律上は「乗じて得た率」「除して得た率」ではないか、と認識しています。

ただ、制度が複雑になっているので、ときには条文どおりの逐条解説も必要なのではないか、と感じています。加算・減算では、数字が合わないときが来るのではないかと懸念しています。

年友企画(株)では、法律面から詳しく解説した本を出版する予定と聞いていますので、筆者也楽しみにしています。出版されましたら、ぜひ、みなさんも、1冊手元に置いておくといいと思います。

■国年法の改定率「0.999」の算出方法は？

平成31年度の国民年金法の改定率「0.999」はどのように算出されたのでしょうか？

以下のような、算式によって、求められると筆者は理解しています。

当該年度の国年法の改定率

$$\begin{aligned} & = \text{国年法の前年度の改定率} \times \text{当該年度の年金額の改定率} \\ & = \text{国年法の平成30年度の改定率} (0.998) \times \text{平成31年度の年金額の改定率} (1.001) \\ & = 0.9989 \\ & \approx 0.999 \end{aligned}$$

これを使って、冒頭で述べた平成31年度の老齢基礎年金額の満額780,100円が求められました。

$$\begin{aligned} & \text{老齢基礎年金の国年法で定められた満額} \times \text{改定率} \\ & = 780,900\text{円} \times 0.999 = 780,119.10\text{円} \\ & \approx 780,100\text{円} \end{aligned}$$

平成31年度における厚生年金の従前額改定率の「1.000」(昭和13年4月1日以前生まれの人に適用)、「0.998」(昭和13年4月2日以後に生まれの人に適用)も、国年法の改定率と同様の方法で求められますので、一度、指数というか数字を入力して、電

卓をたたいてみてください。

■厚生年金の従前額改定率（昭和13年4月1日以前生まれ）

=前年度の改定率×当該年度の年金額の改定率

=平成30年度の改定率(0.999)×平成31年度の年金額の改定率(1.001)

=0.9999

≒1.000

■厚生年金の従前額改定率（昭和13年4月2日以後生まれ）

=前年度の改定率×当該年度の年金額の改定率

=平成30年度の改定率(0.997)×平成31年度の年金額の改定率(1.001)

=0.9979

≒0.998

長文、ご精読、ありがとうございました。

本稿を執筆するにあたり、年金額の数字などについては、年友企画(株)からご協力をいただきました。また、マクロ経済スライド等については、埼玉県社会保険労務士会の伊東晴太先生にたいへんご指導をいただきました。ただし、文責はすべて、筆者にあります。